

○流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 一部改正（案）

平成14年6月28日

条例第21号

改正 平成18年3月27日条例第18号

平成22年3月29日条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこであって、次に掲げるものをいう。

ア 点火する方法により喫煙するたばこ（以下「点火式たばこ」という。）

イ 点火以外の方法により喫煙するたばこ（以下「非点火式たばこ」という。）

（~~1~~2）路上喫煙 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。）又は市長が別に指定する区域において、喫煙（点火された点火式たばこを保持することを含む、非点火式たばこを吸うことを除く。以下同じ。）をすることをいう。ただし、次に掲げる喫煙を除く。

ア 第9条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙

イ 道路交通法第2条第1項第9号の自動車（同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）内の喫煙

（~~2~~3）空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

（~~3~~4）ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。

（~~4~~5）事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。

（~~5~~6）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（~~6~~7）土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(~~7~~8) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(~~8~~9) 公共の場所等 道路、広場、河川その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物その他の物件をいう。

(10) 自転車等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車

イ 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車

ウ 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外等で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の場所に捨てなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬（以下「飼い犬」という。）を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。
- (2) 飼い犬のふんを収納するための用具を携行し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。

(路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。

(1) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙 ~~(同条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙及び道路交通法第2条第1項第9号の自動車(同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。))内の喫煙を除く。)~~

(2) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中 又は自転車等の走行中の路上喫煙

~~(3) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車、同項第11号の軽車両並びに同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車の走行中の路上喫煙~~

(4.3) 前 ~~2~~号に掲げるもののほか、次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。

(重点区域の指定)

第9条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、流山市附属機関に関する条例(昭和46年流山市条例第6号)に規定する流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点区域の変更又はその指定の解除について準用する。

5 市長は、第1項の規定により重点区域を指定するときは、必要に応じて当該区域内に指定喫煙所を設けることができる。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。ただし、重点区域内において、同条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をし、又は同条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てを

した者を除く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

~~第12条 第8条第1項第1号に違反した者で、第10条に規定する勧告に従わなかったものは、20,000円以下の過料に処する。~~

重点区域内において、第8条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をした者は、20,000円以下の過料に処する。

~~2 市内全域において第8条第2項又は第3項の規定に違反した者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。~~

2 重点区域内において、第8条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てをした者は、20,000円以下の過料に処する。

3 前項に定めるもののほか、市内全域において、第8条第2項の規定に違反してポイ捨てをした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。

4 市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所等に飼い犬のふんの放置をした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の規定は、この条例の施行の日以後の行為について適用し、同日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。